

株式会社メイズリース契約約款

(リース物件)

第 1 条 株式会社メイズ (以下、「甲」といいます。) は御見積書添付見積商品明細記載のリース 物件 (以下、見積商品明細記載のリース物件を総称して「本物件」という。) を、リース注 文書の契約者借主 (以下、「乙」といいます。) に賃貸し、乙はこれを御見積書記載の設置 場所において賃借する。

(契約の成立)

第 2 条 乙がリース注文書に署名捺印し、当該書面が甲に届いた時に、本約款に基づくリース契約が成立するものとする(以下、「本契約」という。)。

(契約の終期)

第 3 条 契約の終期は、御見積書記載リース終了日とする。

(契約時申受金)

- 第 4 条 乙は甲に対し、本契約成立後速やかに、御見積書に定める契約時申受金を支払う。
 - 2 「契約時申受金」の「搬出入手数料」とは、初回1回分の手数料及び契約終了時1回分の手数料をいい、甲が乙に対し、本物件を売却または譲渡した場合であっても、契約終了時搬出手数料は返還しない。また、乙の責により、甲の指定する日数を割り込んでの搬出入日の変更及び解約、または甲乙間で合意された搬出入日に実際の搬出入が出来なかった場合等は、実際に搬出入を行わない場合でもその回数に含む。乙の事情により本契約期間中の設置場所の移動があった場合は、この搬出の手数料より増える場合がある。
 - 3 「契約時申受金」の「保証金」は、本契約に基づく甲の乙に対するすべての債権を担保するものとし、甲はこの保証金をもって乙の甲に対するすべての債務の弁済に充当することができるものとする。甲は、本契約に関する乙のすべての債務が履行された時点で、乙の甲に対するすべての債務に弁済充当の上、残額を乙に返還する。乙は、甲の事前許可無くして、保証金返還請求権を他に譲渡、もしくは質権設定等いかなる処分もしてはならない。なお、保証金は無利息とする。

(リース料)

- 第 5 条 乙は甲に対し、毎月リース料として、御見積書記載の月額リース料に消費税を付加して支払う。なお、支払期日は以下の通りとする。
 - (1) 振込による支払
 - 乙は甲に対し、毎月25日までに翌月分のリース料を甲の指定する口座に支払う。 なお、送金手数料は乙の負担とする(以下、乙の甲に対するすべて支払いについて も、送金手数料は乙の負担とする)。
 - (2) クレジットカードによる支払 翌月のリース料として、毎前月10日までに支払う。

(クレジットカードによる支払の注意事項)

第 6 条 乙は、契約締結時に甲の予め指定するクレジットカードによる支払いを選択した場合、 本契約に関する支払いをクレジットカード利用にて行うことができる。(以下特に定め がない限り、クレジットカードによる支払とは、乙の事前に登録されたクレジットカー ドで、甲が請求手続きをすることをいう。実際のクレジットカード会社から乙への請求



は、乙と当該クレジットカード会社との契約に準じる。)

- 2 前項の場合、本契約継続中は、利用するクレジットカード会社及びクレジットカードの変更、並びに振込送金方法への変更はいずれも認めない。但し、乙が利用していたクレジットカードが当該会社との契約の終了、失効、停止した場合に振込送金方法に変更することはこの限りではない。
- 3 乙のクレジットカードによる支払いは、当該支払期日において、甲がクレジットカード 会社に対して単独に請求手続するものとし、乙の個別承認は不要とする。
- 4 甲がクレジットカード会社に請求手続をおこなった後、下記の理由で、クレジット会社 から支払いを拒絶された場合、甲は、直ちにこの事実を乙に報告し、乙は報告を受けた 後直ちに当該代金を甲の指定する銀行口座に振込で支払う。
 - (1) 乙とクレジットカード会社間で予め合意されたクレジットカードの限度額の超過
 - (2) 期限切れ、紛失、その他の事由によりクレジットカードの失効
 - (3) 何らかの事由によるクレジットカード機能の停止

(本物件の維持および費用負担)

- 第7条 乙は本物件受渡し完了後、本物件を甲に返還するまで、善良なる管理者の注意義務を以て使用・維持管理する。本物件が正常に機能するための、消耗品(乾電池・電球・FAX用紙)等の用意・充当は乙がその責を負う。
 - 2 前項に関する一切の費用は、乙の負担とする。
 - 3 甲は乙に対し、第11条に定める場合を除き、当初の本契約の契約開始日から本契約更 新後も含めて通算して4年以内に限り、本物件の引渡前から存する瑕疵、及び本物件の 通常利用に伴う故障・破損について交換又は修繕の義務を負う。
 - 4 甲は乙に対し、本物件の全部又は一部について当初の本契約の契約開始日から本契約更新後も含めて通算して4年経過後に発生又は判明した故障・破損については交換及び修繕の義務を負わない。
 - 5 前項の場合、第11条による場合を除き、当該物件についての本契約は当然に終了する。 この場合乙は甲に対して名目の如何にかかわらず、保証金を除き一切金員を請求しない。

(本契約の中途解約)

第8条 当初の本契約期間内の中途解約は原則的に認めない。但し、乙は、当初リース期間が1年を超える場合は解約日の3週間前までに、同期間が1年未満の場合は解約日の1週間前までに、甲に対し書面にて解約する旨を通知し、かつ、解約日の1週間前までに違約金として本契約の残存期間のリース料全額を支払った場合は本契約を中途解約できる。

(契約更新およびその解約)

- 第 9 条 当初リース期間が1年を超える場合は、本契約期間満了3週間前までに、乙が甲に対して本契約を更新しない旨の書面による通知をした場合を除き、本契約は期間満了の翌日から更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
 - 2 当初リース期間が1年未満の場合、本契約期間満了1週間前までに乙が甲に対して本契約を更新しない旨の書面による通知をした場合を除き、本契約は期間満了の翌日から更に1ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とする。
 - 3 更新後の本契約のリース料は、生グリーンを除き、甲所定のリース料率 (http://www.mays.co.jp/lease に掲載されているリースガイド参照) にて計算する。
 - 4 更新後の本契約は、本条にて定める条件等更新のために必要とされる条件の変更の他は、 更新前の本契約に準じる。



5 乙は、第8条にかかわらず、更新後の本契約の期間中、当初リース期間が1年を超える場合は乙が指定する解約日の3週間前までに、当初リース期間が1年未満の場合は乙が指定する解約日の1週間前までに、甲に対して書面による通知をした場合には途中解約できる。ただし、別途、途中解約理由とする違約金は発生しない。

(所有権の表示)

第10条 乙は本物件搬入または設置後その返還までの間、甲の指示に従い、本物件に「甲の所有物」である旨の表示を付さなければならない。

(損害賠償責任)

- 第11条 乙の責に帰する事由(過失を含む)により、本物件の搬入から返還までの間に、本物件に毀損、損傷が生じた場合、乙は直ちに甲に通知すると共に、損害について一切の責任を負う。但し、自然の損耗、減耗についてはこの限りではない。
 - 2 乙は本物件の使用または管理に起因して第三者に与えた人的あるいは物的損害に対する 一切の損害賠償責任、並びにこれに伴う一切の費用(弁護士費用および報酬を含む)を 負担し、甲に対し何等の負担をかけない。

(禁止行為)

- 第12条 乙は、甲の書面による事前の承諾無くして、次の行為をすることができない。
 - (1) 本物件に他の物件を付着させ、または、改造、模様替え、機能・品質等の変更を加えること。
 - (2) 本物件に「甲の所有物」の表示を除去、隠蔽または毀損すること。
 - (3) 本物件に質権、抵当権等の権利を設定すること。
 - (4) 本物件の御見積書記載の設置場所に記載された住所からの移動を、甲の事前承諾無くして行うこと。

(本物件の譲渡等の禁止)

- 第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾無くして、本契約に基づく賃借権を他に譲渡もしくは 転貸してはならない。
 - 2 乙は、本物件について他から強制執行その他法律的もしくは事実的侵害のないように 保全するとともに、万一かかる事態の発生またはその恐れのあるときは、直ちに甲に 通知し、速やかにその事態を解消させなければならない。但し、甲から指示がある場合 には、乙はこれに従う。

(本物件の返還)

- 第14条 本契約が期間満了、中途解約もしくは解除により終了した場合は、乙は甲に対し、直ちに本物件を返還しなければならない。乙の責に帰する事由により返還を遅滞した場合、本契約終了の日から、契約終了時のリース料算定方法により算出された期間1か月分のリース料相当額の倍額を損害金として、乙は甲に対し支払う。
 - 2 本物件返還時に、本物件が損傷等により原状と異なるときは、乙はその修理もしくは 復旧費用を負担する。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙または乙の連帯保証人が下記各号の一つにでも該当する場合は、何ら催告を要せず、通知により本契約を解除することができる。



- (1) リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
- (2) 支払いを停止したとき、または小切手もしくは手形の不渡りを一度でも発生させたとき。
- (3) 乙に対して、滞納処分、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、破産、会社更生、 民事再生、特別清算などの申立があったとき。
- (4) 営業の廃止、解散の決議をし、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (5) 経営が相当程度悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (6) 本物件について必要な保存行為をしないとき。
- (7) 本契約以外の甲に対する金銭債務の支払いを一回でも怠ったとき。
- (8) 本契約の条項または甲との間に結ばれたその他の契約条項の一つにでも違反し、 甲が7日間の期限を定めてその違反の是正を催告したにもかかわらず、前記期間中 に乙がこれに応じないとき。

(相殺の禁止)

第16条 乙は、本契約に基づく乙の甲に対する金銭債務について、甲もしくは甲の承継人に対する乙の債権を以て相殺できない。

(遅延損害金)

第17条 甲は、乙が本契約に基づく債務の履行を怠った場合には、乙の支払うべき金額に対しその支払完済までの間、年利14%の割合(年365日の日割り計算とする)による遅延損害金を請求できる。

(天災地変等による契約の終了)

第18条 天災地変その他甲及び乙の責に帰すことの出来ない事由により、本契約の本物件の 全部または一部が、滅失または破損して本物件の使用が不可能となった場合は、当該物 件につき本契約は当然に終了する。この場合乙は甲に対して名目の如何にかかわらず、 保証金を除き一切金員を請求しない。

(連帯保証人)

- 第19条 連帯保証人は乙及び他の保証人と連帯して、更新の前後を問わず本契約が存続する間に 生じる乙の甲に対する一切の債務を保証する。
 - 2 連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は甲の書面による事前の承諾を得たときに限り、甲に代位することができる。
 - 3 連帯保証人は、甲及び乙がその都合によって他の保証若しくは担保を変更、解除しても、 免責の主張及び損害賠償の請求をしない。
 - 4 乙は甲の要請があれば、甲の承認する連帯保証人への変更またはその追加を行う。

(連絡義務)

- 第20条 乙または乙の連帯保証人が下記各号の一つにでも該当する場合、乙は甲に書面にて連絡 しなければならない。
 - (1) 住所、氏名、電話番号、その他連絡先の変更があったとき。
 - (2) 職業の変更したとき、または職業を失ったとき。
 - (3) 本物件を御見積書記載の設置場所に記載された住所から移動しようとするとき。



(反社会的勢力の排除)

- 第21条 「反社会的勢力」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、及びその他これらに準ずる者。
 - (2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的権利を逸脱・濫用する不当な要求行為、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、虚偽の風説を流布し又は偽計を用いて相手方の信用を毀損し又はその業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行う者。
 - 2 甲、乙及び乙の連帯保証人は、自らまたはその役員が、過去において以下の者に該当しなかったこと及び将来にわたっても該当しないことを表明し確約する。
 - (1) 反社会的勢力。
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者。
 - (3) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有する者。
 - (4) 反社会的勢力に対する資金提供又はこれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与する者。
 - (5) 反社会的勢力に対して社会的に非難されるべき関係を有する者。
 - 3 甲又は乙は、相手方が前項の表明及び確約に違反した場合、何らの催告を必要とすることなく、本契約又は甲と乙の連帯保証人との間の連帯保証契約を解除し、かつこれにより生じた損害の賠償を請求することができる。この場合、甲又は乙は、自身が負う相手方に対するあらゆる債務につき期限の利益を失い、直ちに当該債務の履行をしなければならない。

(協議事項)

第22条 本契約に定めなき事項については、民法その他の法令および取り引きの慣行に従い、 甲・乙協議のうえ誠意をもって処理する。

(管轄合意)

第23条 本契約についてのすべての訴訟の管轄裁判所は、本契約記載の甲の住所地を管轄する 地方裁判所または簡易裁判所とする。